

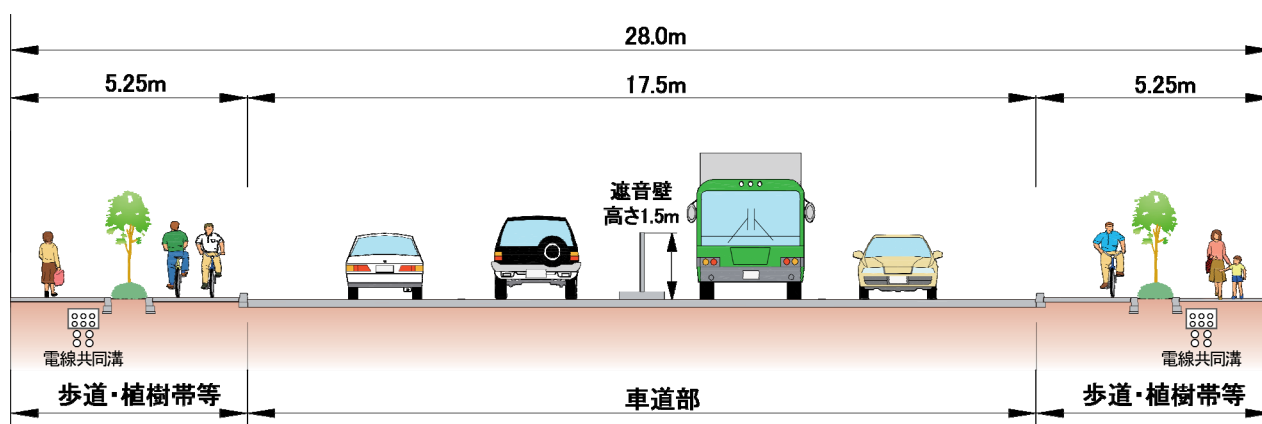
3.2.2 道路構造

計画道路の幅員は、図3.2-2に示すとおりです。

既定都市計画である20.7m～33.7mから、往復4車線の車道部17.5mの両側に歩行者、自転車の通行空間及び植樹帯を配置した標準28mの幅員に変更します。

計画道路の平面図及び縦断図は、図3.2-3に示すとおりです。

都道43号（芋窪街道）と立川3・5・28号（都道16号（立川通り））、立川3・4・8号（都道145号）との交差方式は平面構造とし、鉄道立体化（高架方式）が完了しているJR中央本線とは立体交差（計画道路は平面構造）とします。



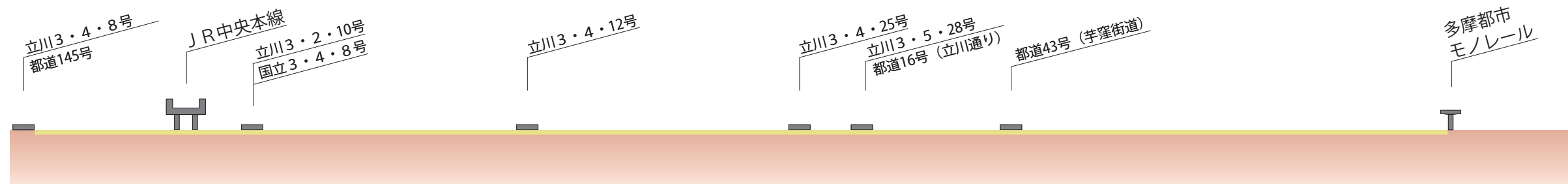
注) 幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。

図 3.2-2 計画道路断面図（イメージ）

■ 平面図



■ 縦断図



注) 計画道路の整備形態については、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。

図3.2-3 計画道路概要図

3.3 事業計画の策定に至った経過

3.3.1 立川都市計画道路 3・3・30号立川東大和線の都市計画等

立川都市計画道路 3・3・30号立川東大和線は、立川市羽衣町二丁目を起点とし、東大和市多摩湖六丁目に至る延長約8.1kmの都市計画道路で、南側で接続する国立都市計画道路 3・3・15号中新田立川線と合わせて国道20号(日野バイパス)に接続し、中央自動車道の国立府中ICにアクセスする路線となっています。

道路の整備状況は、以下の①から④まで及び図3.3-1に示すとおりです。

なお、以下の①から④までは、図3.3-1の①から④までに対応しています。

①東大和市多摩湖六丁目付近から東大和市蔵敷二丁目付近

- ・延長約 0.7km、幅員は主に 12m で計画されています。
- ・全区間が未整備です。

②東大和市蔵敷二丁目付近から立川市栄町六丁目付近

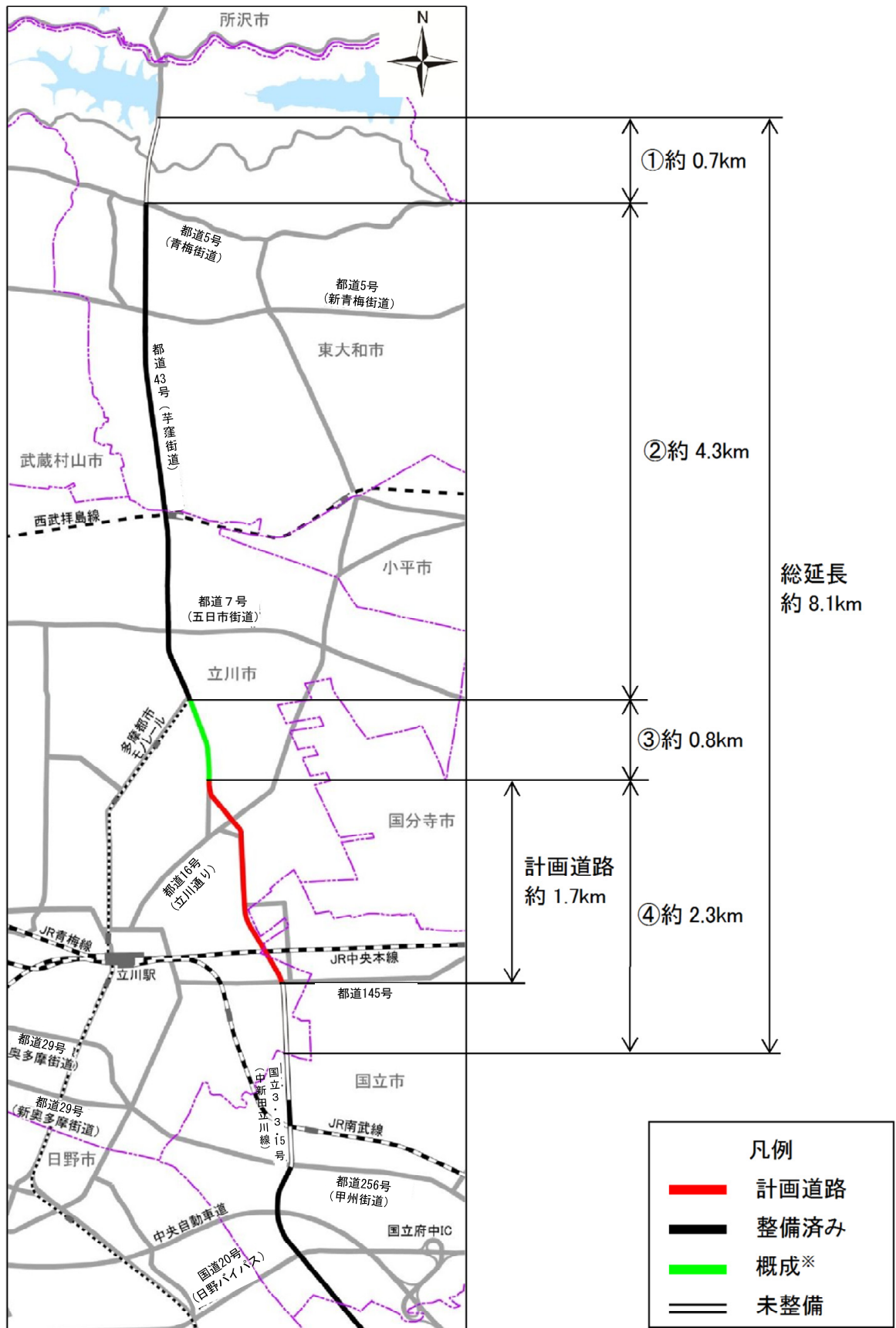
- ・延長約 4.3km、幅員は主に 28m、22m、16m で計画されています。
- ・全区間が整備済みです。

③立川市栄町六丁目付近から立川市栄町四丁目付近

- ・延長約 0.8km、幅員は主に 28m で計画されています。
- ・整備済みの区間はありますが、全区間に現道の芋窪街道(概成)が存在します。

④立川市栄町四丁目付近から立川市羽衣町二丁目付近

- ・延長約 2.3km、幅員は 20.7m～33.7m で、主に 28m で計画されています。
- ・全区間が未整備です。
- ・このうち約 1.7km の区間が計画道路です。



※ 都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなど、おおむね機能を満たしていることをいいます。多摩地域においては現況幅員が8m以上の道路です。

図 3.3-1 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の整備状況図

3.3.2 都市計画等の経過

立川都市計画道路 3・3・30号立川東大和線のうち、計画道路に関する主な都市計画の経過は、以下のとおりです。

- ・昭和 36 年 10 月 : 「立川都市計画街路 2・2・9 号立川村山線」として、都市計画決定（延長約 9.1km、標準幅員 16m）
- ・昭和 39 年 10 月 : 中央高速自動車道路の建設に伴い、起点、一部幅員や延長の都市計画変更（延長約 10.3km、標準幅員 16m）
- ・昭和 44 年 5 月 : 交通の利便を図るとともに、立川以北の市街地開発に寄与するため、線形、幅員や延長の都市計画変更（延長約 8.0km、標準幅員 28m）
この変更に伴い、名称を「立川都市計画街路 1・3・3 号立川村山線」に変更
- ・平成元年 11 月 : 建設省都市局長通達により、「立川都市計画街路 1・3・3 号立川村山線」の名称を「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線」に都市計画変更

本計画は、車線数を 4 車線に決定するとともに、JR 中央本線の連続立体交差化を踏まえ、計画道路における JR 中央本線との交差部を、既定の地下構造から平面構造へ変更し、その構造変更が影響する区間の幅員について、20.7m～33.7m を 28m に変更する等の都市計画変更を行うものです。

